

# 青森県体操協会規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、青森県体操協会と称し、事務所を会長指定の場所におく。

## 第2章 組織及び資格

第2条 本会は、青森県内の体操競技団体及び各支部で認めた体操愛好者をもって組織し、（公財）日本体操協会、東北体操協会及び（公財）青森県体育協会に加盟する。

## 第3章 目的及び事業

第3条 本会は、体操競技・新体操・一般体操・アクロ体操・トランポリン等の普及振興を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- 1、体操に関する研究調査と啓蒙宣伝
- 2、体操に関する講習会・実演会及び強化練習等の開催
- 3、各種競技会の開催及び県外大会に対する役員・選手の派遣
- 4、体操競技・新体操・一般体操・アクロ体操・トランポリン等の指導者養成
- 5、会員の増員と団体クラブの結成促進
- 6、その他本会の目的達成に必要な事項

## 第4章 役員

第5条 本会に次の役員をおく。

名誉会長 若干名、 会長 1名、 副会長 若干名、 理事長 1名  
副理事長 若干名、 事務局長 1名、 理事 若干名、 監事 2名。

第6条 前条に定めるもののほか、顧問・参与・顧問ドクター 若干名をおくことができる。

第7条 名誉会長、会長・副会長・理事長・監事は総会において選出する。副理事長・事務局長及び理事並びに日本体操協会評議員と青森県体育協会評議員は会長が委嘱する。顧問及び参与は総会において推挙する。また、顧問ドクターは理事会で推薦し、会長が委嘱する。

第8条 会長は本会を代表し会務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職を代行する。理事は理事会を組織して会務を執行する。

第9条 役員任期は2年とする。

但し、再任を妨げないが会長及び理事長については最大限3期までとする。

第10条 役員辞任の際は直ちに補充する。補充者は前任者の残任期間を継ぐものとする。

## 第5章 部 局

第11条 本会は、その事業遂行のため次の部局をおく。

1、事務局 2、財務部 3、競技運営部 4、審判部 5、強化部

第12条 事務局は、文書管理や会議の開催等の庶務業務を担当する。

第13条 財務部は、一般会計、特別会計、強化費等の会計業務を担当する。

第14条 競技運営部は、競技会の運営に係わる業務を担当する。

第15条 審判部は、体操競技・新体操等の規則に関すること、また指導者及び審判員の研修等の業務を担当する。

第16条 強化部は、青森県ジュニア体操連盟及び中体連・高体連と連携し、選手強化に係わる業務を担当する。

第17条 その他、必要に応じて特別委員会を設ける。

第18条 部局の部長及び委員長等は理事会で推薦し、会長が委嘱する。

## 第6章 会 議

第19条 総会は、毎年3月若しくは4月に開催する。

- 第20条 総会は、顧問、参与、監事、理事会構成者、審判員、各支部の会員、各ジュニアクラブ監督、各学校顧問・監督（中体連、高体連、大学）をもって構成する。
- 第21条 総会は、会長が議長となり、役員を選出、規約の改正、決算、予算及び事業計画その他必要な事項を審議決定する。
- 第22条 理事会は、会長、副会長、理事をもって組織し、必要に応じて会長が招集し会長が議長となる。
- 第23条 理事会業務を敏速かつ円滑に遂行するため、日常の会務処理に係わる一切を掌理する常任理事会を設ける。常任理事会は、会長が委嘱する。必要に応じて招集し理事長が議長となる。

## 第7章 会 計

- 第24条 本会の安定した運営を図るため、寄付金その他による基金の積立をするものとし、その増減については総会の議決を必要とする。
- 第25条 本会の経費は、登録料（団体・個人）、役員会費、事業収入、基金の利息、関係機関からの補助金、寄付金その他の収入による。
- 第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第8章 支 部

- 第27条 本会は支部をおくことができる。支部の代表は本会の理事となる。

## 第9章 付 則

- 第28条 本会に関する細則並びに決定事項は次のとおりである。
- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| 1、役員選出細則     | 4、競技規則の県内適用について |
| 2、役員会費細則     | 5、機構図           |
| 3、あすなろ国体基金細則 | 6、国体予選会選手選出方法   |
- 第29条 この規約は、昭和21年6月3日から施行する。

付	昭和21年6月 3日改定	平成 5年3月30日改定
	昭和43年3月24日改定	平成10年4月12日改定
	昭和46年4月11日改定	平成17年4月 9日改正
	昭和49年4月14日改定	平成25年4月13日改正
	昭和53年4月 9日改定	平成27年4月11日改正
	昭和54年4月 8日改定	平成29年4月 8日改正
	平成 元年4月 2日改定	
	平成 2年3月25日改定	
	平成 3年3月31日制定	